

議会改革特別委員会

平成26年1月30日

葛城市議会

開 会 午前10時00分

西井委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。1月になり、もうはや30日もたち、1月がもう終わろうとしておりますが、皆さん方、1月というのはいろんな関係で大変忙しかったと思いますが、もうすぐ2月になるということで、3月議会に向けてまたいろいろと検討される問題も多々出てくると思います。当委員会といたしましても12月に役選があり、それまでに若干意見を聞かせてもうていたことを順次審議願いたいと思っておりますので、本日はその件についての報告及び本会議の中で報告させてもらった事項について、皆さん方で進め方及びそれについて認識を持ってもらいたいということで、よろしく願いいたします。また、本日の会議がスムーズに進められますように、皆さん方、ご協力よろしく願いいたしまして、簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。

委員外議員の出席は、西川議員です。

一般の傍聴の方が2名申し入れがありますので、お諮りいたします。

一般の傍聴を許可することに異議がありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。それでは、一般の入室を許可いたします。

(傍聴人入室)

西井委員長 なお、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いいたします。

それでは、これより調査案件に移ります。

所管事項の調査について、(1) 議会改革についてを議題といたします。

本件につきましては、これまで、議会基本条例制定に向けてこれからの議会改革をどのように進めるべきであるかについて、また、これまで実施してきました葛城市議会における議会改革の内容や、以前から本委員会で提案されていた、これから審議すべき事項などについて議論いただいております。そして、11月26日開催の委員会におきまして委員皆様の意見を取りまとめさせていただいた結果、委員会としてこれからの進め方については、部会制や先進地への視察を含めた勉強会、制定期日などについて正副委員長で協議した上で、委員各位でその都度議論いただくということになり、12月定例会の本会議初日の冒頭にその旨、委員長報告させていただいたところでございます。本日は新たな委員構成となって初めての委員会の開催ということでございますので、これらのことについて再度皆様にご確認いただくとともに、これまでの委員会において委員皆様に配付させていただきました資料について事務局に説明願いたいと思っております。なお、奈良県内の市議会における議会基本条例の制定状況に進展もあつたようでございますので、それもあわせて説明願います。

事務局長。

寺田事務局長 それでは、お手元の議会改革特別委員会資料をお願いいたします。

まず1枚目でございます。これまでの葛城市議会改革の実績について発表させていただきます。①から⑬まででございます。

まず①で、一般質問時における質問席の設置について。それから②として、一般質問の日程の変更として、全議案採決終了後最終日、これを議案付託後2日目に変更しております。それから③として、一般質問時における一問一答方式と一括質疑方式の選択制採用。それから4番として、一般会計補正予算の3常任委員会への分割付託。従前は総務文教常任委員会へ付託しておりましたが、変更しております。5番として、定例会前の議会運営委員会において次回定例会の開会日を決定。6番として、本会議における閉会中開催の委員会の概要報告。視察を含みます。それから7番として、常任委員会開催時の所管の調査事項についての審査、調査の実施について。8番として、委員会、協議会における委員外議員の発言の許可について。9番として、議会だよりの発行。10番として、ホームページへの委員会会議録の掲載について。11番として、葛城市議会議員定数の削減。18人から15人に削減しております。12番として、定数削減による常任委員会の所管、委員会定数等の変更について。13番、常任委員会の数、所管、委員定数等の変更について。

以上、平成22年3月定例会から平成25年12月定例会における議会改革の実績でございます。

次、2枚目をお願いいたします。2枚目につきましては、議会基本条例について、1番として、議会基本条例の定義についてうたっております。読み上げさせていただきます。

自治体の政府制度である二元代表民主制を首長と対等に担う議会が、主権者市民の負託に応えてすぐれたまちをつくるために、議会運営の理念、理念を具体化する制度、その制度を作動させる原則などを定めた条例で、当該自治体レベルの議会運営に関する最高規範として位置づけた条例とうたっております。

それから2番として、議会基本条例の具体的な内容として、具体的な内容は制定団体により異なりますが、1番として、住民等との意見交換のための会議の設置、2番として、請願、陳情等の住民からの政策提案としての位置づけ、3番として、重要な議案に対する議員の賛否の公表、4番として、年1回の議会報告会の義務化、5番として、議員の質問に対する執行部側への反問権付与、6番として、政策形成過程に関する資料の提出と義務化、7番として、議決事項の追加、8番として、議員相互間の自由討議の推進、9番として、議会活動費に関する透明性の確保、10番として、議員の政治倫理の明記、11番として、最高規範性と一定期間後の規定の見直しなどについて定めるのが通例となっているとうたっております。

そして3番目として、全国の市議会における議会基本条例の制定状況についてでございます。人口5万人未満としては251市がございますが、そのうち68市が制定しております。率に直しまして27.1%でございます。それから、全市につきましては811市がございますが、そのうち222市が制定されておられます。率に直しまして27.4%でございます。

それから4番目として、奈良県内の市議会における議会基本条例の制定状況についてでございます。天理市議会では平成21年6月に可決され、平成21年9月1日に施行されております。最近としては、奈良市議会として平成25年3月定例会において可決、平成25年4月1日

から施行されております。最後に生駒市議会、平成25年12月定例会において可決され、平成26年1月1日から施行されております。

次、3枚目をお願いいたします。これまでの委員会で提案されたこれからの議会改革特別委員会で審議すべき事項について示しております。まず、大きくは議会基本条例の制定についてでございますが、項目別には、1番として、議会報酬について、2番、会派制度について、それから3番として、政務活動費について、4番として、議会報告会、大字懇談会について、5番目として、日曜議会、夜間議会の開催について、6番目として、子ども議会の開催について、7番目として、議会インターネットの中継について、最後でございますが、議員間討議についてということで、今までの委員会の中で審議するという決めで決まってきました。

最後、栗山町議会基本条例でございますが、これにつきましては説明を省略させていただきます。

以上、事務局から議会改革についての内容の説明を終わらせていただきます。

西井委員長 ただいま事務局より説明願いましたが、資料の中にございますように、これまでの本委員会における議論の結果、基本条例制定に向け審議すべき事項として8つの項目を挙げさせていただいております。これらの項目について、これ以外に検討してほしい内容などが新たにございましたら、ご意見を伺いたいと思います。

何かご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 よろしいですか。また委員会がこれから開かれるごとに、皆さん方、また何なりとご意見が出たときに追加的に申し上げて、それについて検討させていただくように進めたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 また、委員会としてこれからの進め方といたしましても、今回の会議冒頭に申し上げましたように、これからの審議すべき事項について部会制で協議していくのか、協議する優先順位をどうするか、また、先進地への視察を含めた勉強会、制定期日などにつきましては正副委員長に一任いただくということでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議ございませんということで、そのようにさせていただきます。

それでは早速でございますが、先進地への視察につきましては、これまで委員からも視察を行ってほしいとの意見をいただいておりますので、正副委員長で検討させていただきました結果、委員会視察として天理市議会へお伺いし、議会基本条例制定までのプロセスなどについて研修を行うことにさせていただきました。日程につきましては、2月7日金曜日午前9時に新庄庁舎を出発し、10時から天理市役所にて研修を行いますので、委員各位におかれましてはご承知おきくださいますよう、よろしくをお願いいたします。なお、詳細につきましては後日通知させていただきます。また、委員外議員の皆さんにも研修を行う旨を通知させていただき、希望される方がいらっしゃればぜひ参加いただければと思っております。

委員会の視察について何か質問はございませんか。

下村委員。

下村委員 2月7日ということで委員長、副委員長で検討いただいて、それはそれで結構なんです。私は過去に一度、天理市議会の方に研修というか個人的に行ったことがあるんですけども、午前9時に集合で10時から研修と。これは大事なことだと思うんですけど、それで帰ってきて、会議というのか、この委員会を開催するという予定はないですね。また後日ということになりますね。ちょっとそれだけ聞いておきたい。

西井委員長 後日ということで。視察へ行かしてもろて、また時間を正副で打ち合わせでもろて、先ほどのどの部門から会議を開かせてもらうかということで検討させていただくということで、ご了解お願いいたします。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、本件につきましては本日はこれまでといたします。

次に、その他についてを議題といたします。

何かございませんか。

議長。

西川議長 さっき、委員長、このほかに何かあるかということをおっしゃった。

西井委員長 はい。

西川議長 議員の政治倫理というのを書いてあるから、議員の政治倫理。栗山町のこの程度の書き方で終わるのかな、せやけど倫理条例があるからな。倫理条例とこれと、どう整合が出てくるのかな、この程度で終わるねやったら別にええねけども。

ほんで、反問権どうのこうのということを書いてあったさかいに、政務活動費と一緒にならんと、反問権というたら大変な準備を議員がせないかんねやろ。理事者からそのことについていろいろ反問。せやから、それをしようと思ったら、いろんな活動費をちゃんとしとかんことには、裏づけがなかったら、反問権だけというたら、理事者はぎょうさんの職員がいろいろなことを調べよんのに、議員の方は何の調べもないのに反問権というのになるから、まあここに書いてくれたあるから、政務活動費は書いてくれたあるから、それで。

西井委員長 今おっしゃったように、どの項目から会議を開くということで、また反問権の話になってきたら反問権の話のときは議題とします。

(発言する者あり)

西井委員長 またそのほかにも議会改革の中で、基本条例制定の中で具体性をつけるべき問題が出てくると違うかという意見を聞かせてもらったら、それをまた審議しながら基本条例の制定に向けて努力するというのでございますので、よろしく申し上げます。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようでしたら、本日の委員会はこれまでといたします。

早朝より委員会の開催に皆さん方おいでくださいませして、また、2月7日の研修につつま

しても皆さん方お忙しいと思いますが、ぜひ参加いただきまして、先進地である議会基本条例の制定に向けたパターンというか、天理市のパターンというのを十分皆さん方、認識されて、基本条例制定に向けていろんな意見を賜りたいと思います。どうかよろしく願いいたしまして、簡単ではございますが本日の会議は閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会 午前10時19分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

議会改革特別委員会委員長 西 井 覚